

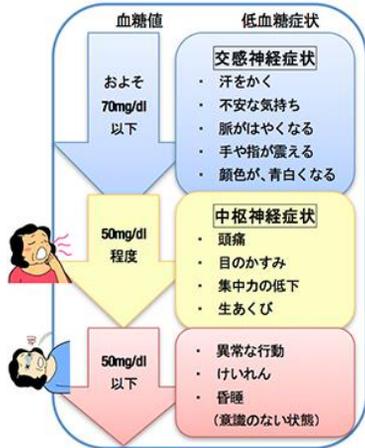
低血糖について

低血糖とは、血糖値が正常範囲以下 (70mg/dL以下) の状態のことを言います。

この時にでる特有の症状を、低血糖症状と言います。

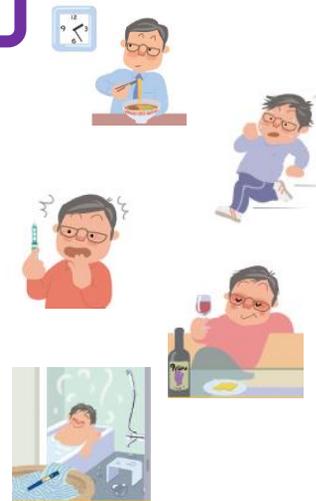
人によっては、血糖値が70mg/dL以下でなくても血糖値が急激に大きく下がることで低血糖症状がでることがあります。逆に、血糖が70mg/dLより低くなくても、症状が出ない方もいますので注意が必要です。

低血糖症状とは



低血糖の代表的な原因

- ◆ 食事が少ない、時間が遅れた
- ◆ 運動量の過剰、空腹時の激しい運動
- ◆ インスリン注射や飲み薬の間違え
- ◆ 飲酒
- ◆ 入浴



低血糖症状が起きた時の対処法

低血糖の症状を感じたらすぐに、ブドウ糖を10g、あるいは砂糖20g、それと同等の糖分を含む清涼飲料水 (150~200ml) を飲みます。普通は速やかに症状は治まります。

15分以上たっても低血糖症状が治らない場合は、再度同じものを摂取しましょう。

α-グルコシダーゼ阻害薬 (ボグリボース® OD錠、セイブル®錠など) 服用されている方
砂糖は吸収されません。必ずブドウ糖を服用してください。

低血糖で意識障害や昏睡の時

病院へ運んでいただくか、救急車を呼んでもらう必要があります。
万が一に備え、あらかじめ周囲の人をお願いしておきましょう。

バクスマー®点鼻粉末剤について (重症低血糖用)

2020年にグルカゴンの点鼻薬が使用できるようになりました。これまでの注射剤とは違い、投与が極めて簡便になっています。使用に際しては、あらかじめ医療機関で指導を受けていただく必要があります。お出かけなどの際は、必ずこの点鼻薬を持ち歩くようにしましょう。

糖尿病と運転

糖尿病の治療中に無自覚性低血糖が起きて意識障害を起こす可能性がある場合には、運転をしてはいけません。

平成25年に改正された道路交通法により、無自覚性低血糖など意識障害を起こす可能性について虚偽の申告をして免許を取得・更新した場合に、罰則が適用されることになりました。糖尿病の方の多くは問題なく運転を行うことができ、低血糖を起こす患者であっても自分で対応できる場合には運転を行うことが可能です。

無自覚性低血糖

低血糖の状態にあるにもかかわらず、手の震え、冷汗などの低血糖症状 (交感神経症状) を自覚しない状態を言います。体へのサインがないまま、突然、意識がもうろうとする、意識がなくなるなどの症状 (中枢神経症状) が出てしまいます。意識を失って、他の人の助けが必要となるような、重症な低血糖となる場合もあります。運転中にこのような状況になると、非常に危険であるため、無自覚性低血糖が起きて意識障害を起こしうる患者さんは運転をしてはいけません。

糖尿病に関連する無自覚性低血糖と運転免許に関する法律

無自覚性低血糖が起きてしまい運転に支障のある可能性がある場合は、免許の取得や更新の時に申告が必要であり (道路交通法施行令第三十三条の二の三)、虚偽の申告をして免許を取得・更新した場合には罰則が適用されることとなりました (道路交通法第九十条の一)。免許の取得・更新のときには正しく申告することが大切です。

正しい申告をして免許が失効になった方が無自覚低血糖が起これなくなって再取得したい場合には、失効から3年以内であれば試験の一部が免除されます。